

（趣旨）

第1条 この規程は、動物実験センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2条 センターは、北海道医療大学における研究・教育の用に供するため、実験動物を飼育管理し、実験実施者に対して、実験動物に関する情報を提供することを目的とする。

（組織）

第3条 管理及び運営の組織は、別表のとおりとする。

（管理運営委員会）

第4条 センターの管理運営を円滑にするため、動物実験センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

2 管理運営委員会については、別に定める。

（職員）

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 主任者及び実験動物管理者
- (3) 学務部長
- (4) 管理職員
(センター長)

第6条 センター長は、教授会より推薦された教授1名をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、各学部からの交互選出とし、任期は2年とする。

（センター長の職務）

第7条 センター長の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理運営委員会への審議事項の提案及び報告に関すること。
- (2) 主任者、実験動物管理者及び管理職員への指揮・監督に関すること。
- (3) その他センター業務全般の統括に関すること。

（主任者及び実験動物管理者）

第8条 主任者及び実験動物管理者は、教育職員のなかから学長が任命する。

2 主任者及び実験動物管理者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 主任者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) センター長を補佐し、センター長が欠けたとき又は事故あるときは、センター長の職務を代行する。
- (2) センター使用細則遵守について、必要な指導及び助言を行う。
- (3) その他実験動物の飼育管理に関すること。

4 実験動物管理者は、主任者と共に実験動物の飼育管理に関する職務を行う。

（管理職員）

第9条 管理職員は、上司の命を受けて実験動物の飼育、その他これに関連する業務に従事する。

（使用細則）

第10条 センターの使用は、別に定める動物実験センター使用細則を遵守しなければならない。

（事務の所管）

第11条 センターに関する事務は、教務課が所管する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和63年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、実験動物施設規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

【別表】（第3条関係）

動物実験センター組織図

[施設概要]

<管理部門>

管理事務室・シャワー室・トイレ・物品庫・器材庫・倉庫

<飼育部門>

飼育室・洗浄室・乾燥室・飼料室・検疫室・焼却室

<実験部門>

実験室・感染実験飼育室・遺伝子導入実験飼育室・細胞工学実験室・X線室・前室

<共通部門>

設備機械室・エレベーター・廊下・階段・風除室